

1 名古屋市防災条例の改正

(1) 防災条例とは

地震、豪雨等による自然災害の予防、応急の対策及び復旧復興に関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、現在及び将来にわたって、すべての市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らすことができる災害に強いまちの実現を目指していくための本市の防災に関する理念及び方向性を定めたものとして、平成 18 年に制定した。

(2) 改正の背景・目的

- 〈背景〉
- ・ 南海トラフ巨大地震など、本市で想定される被害規模が制定当時より拡大
 - ・ 平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨といった近年の災害により甚大な被害が各地で発生
 - ・ 災害対策基本法や水防法の改正など、国等において防災対策全般の見直しを実施
 - ・ 災害記憶の風化やそれに伴う自助の停滞、地域コミュニティの希薄化などによる共助の停滞
 - ・ 少子高齢化や ICT 技術の進展に伴う情報の高度化など、社会情勢の変化

以上の背景のもと、市、市民、事業者等がそれぞれの責務を改めて認識し、それに取り組む努力を一層進めていくため、平成 31 年 3 月に改正した。（施行日は平成 31 年 4 月 1 日）

防災条例の改正に伴う地域防災計画の変更としては、計画の目的部分において、条例改正の経緯を記述したほか、使用している用語の修正等を行った。

(3) 改正の基本的な考え方

“自助”“共助”“公助”の理念に基づく防災協働社会の構築を促進するため、以下の事項において防災まちづくりのあり方の見直しを行う。

- ・ 着実な災害対策の推進及び体制の一層の強化
- ・ 多様な機関との連携・協力による災害時の応急体制の強化
- ・ 確実に命を守る避難体制の整備
- ・ 災害時に配慮を要する市民への支援の充実
- ・ 都心部における防災対策の推進

(4) 主な改正内容

市の責務（第 3 条）

- 着実な災害対策の推進のため、組織を挙げた防災体制の整備に取り組むことを新たに規定
- 防災体制の構築のために必要となる財政の措置に努めることを新たに規定

職員の責務（第 4 条）【新設】

- 職員は、市民の生命、身体及び財産を守るために、速やかに災害対策に関する業務に従事するよう努めること等を新たに規定

市民及び事業者の責務等（第 5 条、第 6 条及び第 11 条）

- 市民及び事業者は、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを更に進めるため、市が行う災害対策に積極的に協力するよう努めることを新たに規定

物資の確保等（第 14 条）

- 市は、災害が発生した場合に必要な生活関連物資の確保のため、あらかじめ関係事業者との協力の確保に努めることを新たに規定

指定避難所の充実等（第 16 条）

- 市は、指定避難所の生活環境の充実に努めることを新たに規定

災害時に特に配慮を要する者への配慮（第 17 条）

- 市、市民及び事業者は、災害時に特に配慮を要する者の避難の誘導、安否の確認等に関する配慮に努めることを新たに規定

帰宅困難者対策（第 23 条）

- 市、市民及び事業者は、帰宅困難者による混乱等を防止するため、一斉に帰宅することの抑制に関する周知、帰宅困難者に対する支援の対策を行うこと等を新たに規定

浸水による避難（第 25 条）

- 洪水、高潮及び津波等により浸水が想定される地域等における安全な場所の確保等に関する事業者の責務を新たに規定

広域連携体制の構築（第 28 条）【新設】

- 市は、災害の拡大を防ぐため、他の地方公共団体との応援及び協力体制を構築することを新たに規定

2 津波避難ビル等の指定基準の改定

(1) 津波避難ビルとは

津波避難ビルとは、津波に対する指定緊急避難場所であり、地震等によって発生する津波から命を守るため、高台へ避難することが困難な場合や、避難する時間に制限がある場合など、非常に切迫した状況のときに一時的に避難する施設である。

＜指定緊急避難場所とは＞

- ・災害から命を守るために緊急的に避難する場所
- ・災害の種類（洪水・内水氾濫、土砂災害、津波、地震の揺れ、大規模な火事）ごとに指定
- ・地域防災計画において、耐震性や区域の安全性、構造安全性、階層、利用条件などの指定基準を定めている

(2) 改定の経緯

津波避難ビル等の指定基準の根拠の一つとしている国の「津波避難ビル等に係るガイドライン」が廃止されたことを受けて、昨年度、名古屋市防災会議地震災害対策部会を開催し、津波避難ビル等の指定基準における構造安全性を確認する方法について検討を行った。

この検討結果を踏まえ、津波避難ビル等の指定基準における構造安全性の要件の見直しを行ったため、所要の整備を行う。

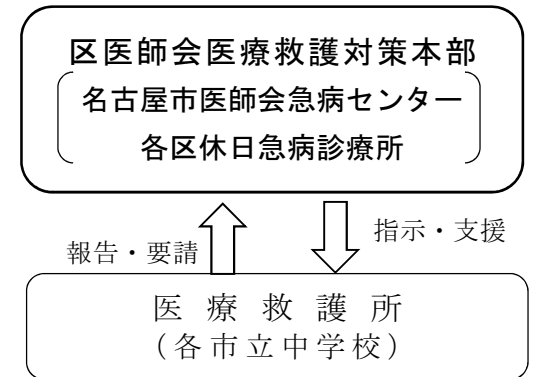
＜津波避難ビルの指定基準の改定概要＞

主な要件	改定前	改定後
耐震性	新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること	
構造安全性	鉄筋（RC）、鉄骨鉄筋（SRC）、又は鉄骨（S）構造（※）であること ※鉄骨（S）構造については、以下の要件を満たすこと ・建築面積3,000㎡以上 ・建築物の短辺（奥行き）25m以上 ・海岸に直接面していない	所在地において想定される津波の作用に対し、構造安全性を有すること
階層	3階以上の高さ（3階未満の階層で通常の3階床面と同等の床高を持つ建物を含む）	

3 防災拠点の整理

(1) 各区医師会医療救護対策本部

市立中学校における医療救護所の開設状況や、医療救護班員の配備状況等のとりまとめ、医療救護活動の調整などを行うため、医療救護所の指揮及び統制を行う拠点として「各区医師会医療救護対策本部」を位置付けたため、所要の整理を行う。



＜医療救護所とは＞

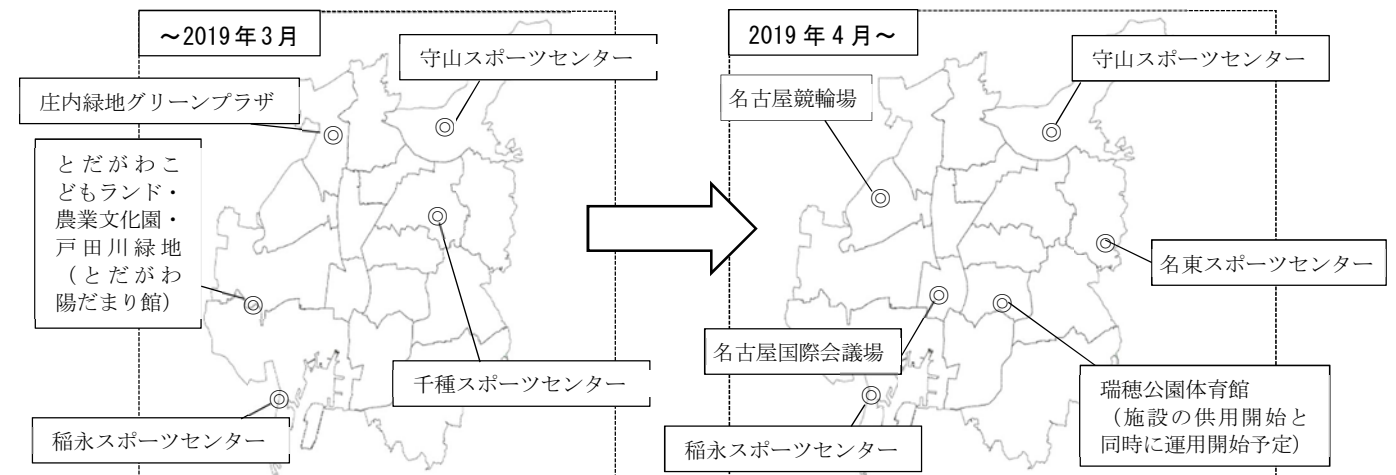
- ・主に軽症患者への応急措置やトリアージを行うための拠点
- ・市と市医師会の協定に基づき、震度5強以上の地震発生時における自主参集または区本部保健センター班からの要請により、市医師会が開設

(2) 緊急物資集配拠点

＜緊急物資集配拠点とは＞

- ・物資供給協定締結事業者等からの調達物資や、国・県・他都市等からの救援物資が大量に届く場合などに、物資を仕分けし、指定避難所まで輸送するための拠点

熊本地震の際に、物資が滞留し、指定避難所への配送が滞った教訓を踏まえ、市内各地域の被災リスク及び施設の特長、市域のバランスを考慮し配置変更を行ったため、所要の整備を行う。



4 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について ～警戒レベルの運用等について～

① ガイドラインの主な改定内容等

【経緯】

平成30年7月豪雨の際、気象庁は1府10県に特別警報を発表し、各自治体は避難勧告等を発令したものの、住民の避難行動につながらなかった結果、甚大な被害が発生した。これを受けた有識者を含めた検討（中央防災会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するWG」）の結果、「避難勧告等に関するガイドライン」が改定された。

【改定趣旨】

住民は「**自らの命は自らが守る**」意識を持ち、行政は「**住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する**」ことを目指す社会が示され、住民等が**情報の意味を直感的に理解**しやすいものとするよう改定された。

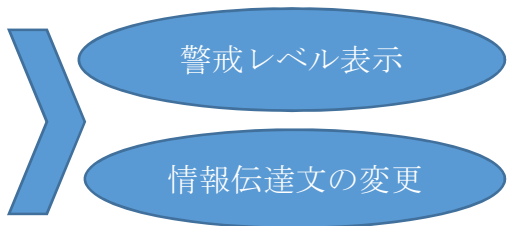
【変更内容】

防災機関が発信する情報と住民がとるべき行動を5段階の「警戒レベル」として、双方の対応を段階ごとに明確化した。

＝警戒レベルごとの「住民がとるべき行動」「避難情報」「防災気象情報」の相関表＝

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報	防災気象情報
5	命を守るための最善の行動	災害発生情報	指定河川洪水予報・土砂災害警戒情報・警報など
4	速やかな立退き避難	避難指示（緊急） 避難勧告	
3	高齢者等の立退き避難	避難準備・高齢者等避難開始	
2	避難行動の確認	—	注意報
1	災害への心構えを高める	—	早期注意情報

出された避難情報から、住民がとるべき行動を直感的にわかりやすくするため、避難情報の伝達の仕方を変更する。



② 対象災害

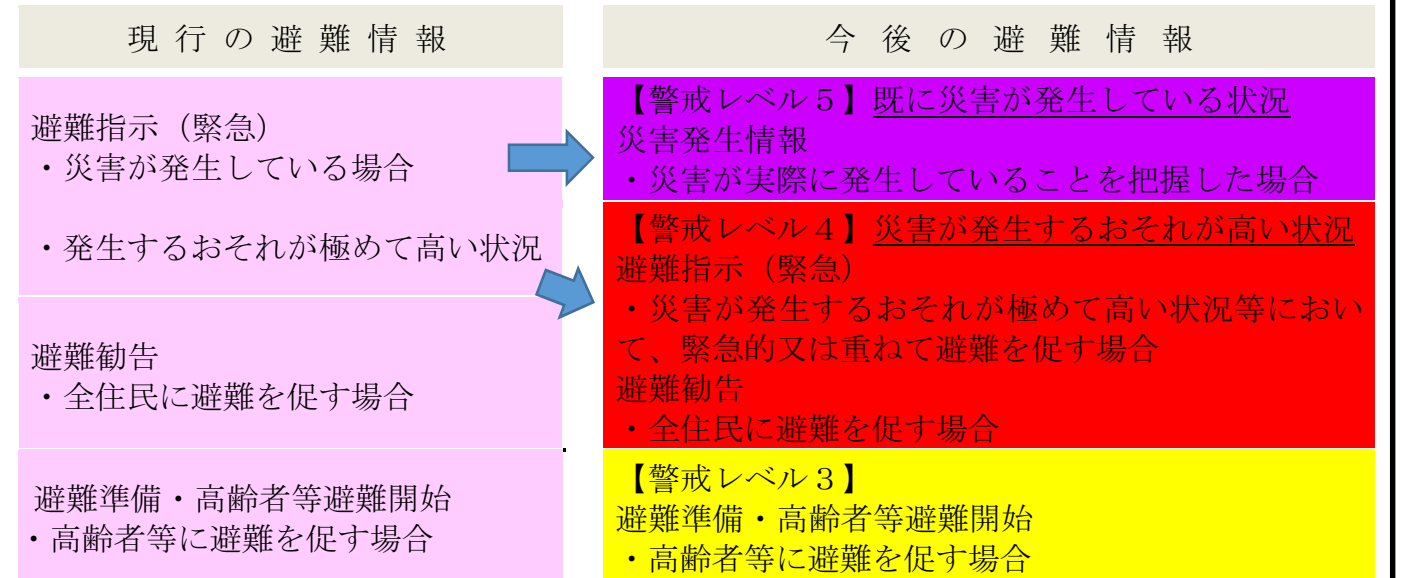
- 洪水
- 内水氾濫
- 土砂災害
- 高潮

(※) 津波は危険な地域からの一刻も早い避難が必要となることから、レベル区分になじまないため、伝達の際は警戒レベルを用いない。

③ 地域防災計画の改正内容

【避難情報の新設】

現行の避難指示（緊急）の発令基準のうち、既に災害が発生している場合を「災害発生情報」の発令基準として位置づけ、把握できた場合に**可能な範囲で発令**する。



【避難情報の伝達内容の変更】

避難情報を発令する際、対象地域に加えて、「警戒レベル」と「市民がとるべき行動」を併せて伝達することで、市民の避難行動を全力で支援する。

避難情報	警戒レベル	市民がとるべき行動の伝達文
災害発生情報	5	命を守る最善の行動をとってください。
避難指示（緊急）	4	緊急に避難を完了してください。避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所や屋内の高いところに避難してください。
避難勧告	4	速やかに全員避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに避難してください。
避難準備・高齢者等避難開始	3	お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。それ以外の方については、気象情報を注視し、避難の準備をしてください。

＝避難勧告（河川洪水）の伝達文（例）＝

《サイレン》こちらは「こうほうなごや」です。
 〈名古屋市・__区〉災害対策本部からお知らせします。
 雨により__川水位が上昇していることから、__時__分、__川流域の地域に対し、**警戒レベル4・避難勧告**を発令しました。対象学区の方は、**速やかに全員避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに避難してください。**
 なお、対象学区については、__です。